平成２５年（フ）第７９１号
千葉県八千代市萱田町907番地１　中台コーポ103
債務者　田口　麗香
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
新潟市中央区鳥屋野１丁目33番21号
債務者　押田　雅之
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３８号
新潟市東区物見山３－１－８　カーサベルポンテＢ―105号、住民票上の住所新潟県加茂市千刈１丁目１番６号
債務者　藤塚　　恒
１　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４３号
新潟市秋葉区小須戸83番地５
債務者　周佐　千鶴
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５１号
新潟市中央区南笹口２丁目１番13号　レジオン田辺802号、前住所新潟県長岡市中島１丁目９番25号　柏ハイツ202号室
債務者　高橋　恵子（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５５号
新潟市東区向陽２丁目１番地５　プレミールアラカワ102号、前住所新潟市東区物見山４丁目６番14号　アネックスホソノＢ号
債務者　石井　比瑠（旧姓宮口）
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６１号
新潟市江南区曙町１丁目１番地76、住民票上の住所新潟市中央区室町１丁目１番地６
債務者　山際　正二
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４号
長野県東御市田中178番地２
債務者　高橋　純子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２１号
長野県小県郡青木村大字沓掛684番地１
債務者　金井　　勉
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３３号
長野県上田市蒼久保757番地２　めぞんハピネス102号
債務者　小島　克典（旧姓山邊）
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３４号
長野県上田市国分790番地　レジデンス常入Ⅱ102号
債務者　上原　美弥
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７１号
岐阜県加茂郡八百津町福地826番地２
債務者　鈴村　由喜
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３０号
静岡県御前崎市池新田3210番地の15
債務者　石原　利明
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１２６２号
名古屋市南区桜台１丁目４番５号　ハイツ桜台102号、申立時の住所名古屋市南区北頭町３丁目11番地　宝北頭ハイツ605号
債務者　木畠　　進
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１５号
愛知県小牧市城山２丁目８番地　県営城山第二住宅１棟205号
債務者　辻野　雅美（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　Ｐ７―302、前住所三重県鈴鹿市弓削町965番地の22
債務者　デ　ソウザ　ロベルチ　ルイスこと　デ　ソウザ　ホベルチ　ルイス（ＤＥ　ＳＯＵＺＡ　ＲＯＢＥＲＴ　ＬＵＩＳ）
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
津地方裁判所破産係